

申請前手続き（許可要件の調整）

事前相談

申請手続きの開始

① 墓地等経営計画協議書の提出

② 標識の設置

③ 近隣説明会の開催

④ 近隣住民等との協議

申請前手続き（許可要件の調整）完了

許可手続きへ

・手続きの省略

● 条例第4条から6条までの手続きについて、知事が県民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、手続の全部または一部を行わないことができる。

（関連条例）● 条例第7条 ★ 審査基準第5

（関連法令）

▲ 墓地、埋葬等に関する法律（墓理法）

● 神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例

■ 神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

★ 神奈川県墓地等の経営等の許可に係る審査基準

経営の主体

● 次のいずれかに該当

(1) 地方公共団体

(2) 県内に主たる事務所又は従たる事務所等を有する宗教法人

(3) 墓地等の経営を目的とする公益社団法人又は公益財団法人

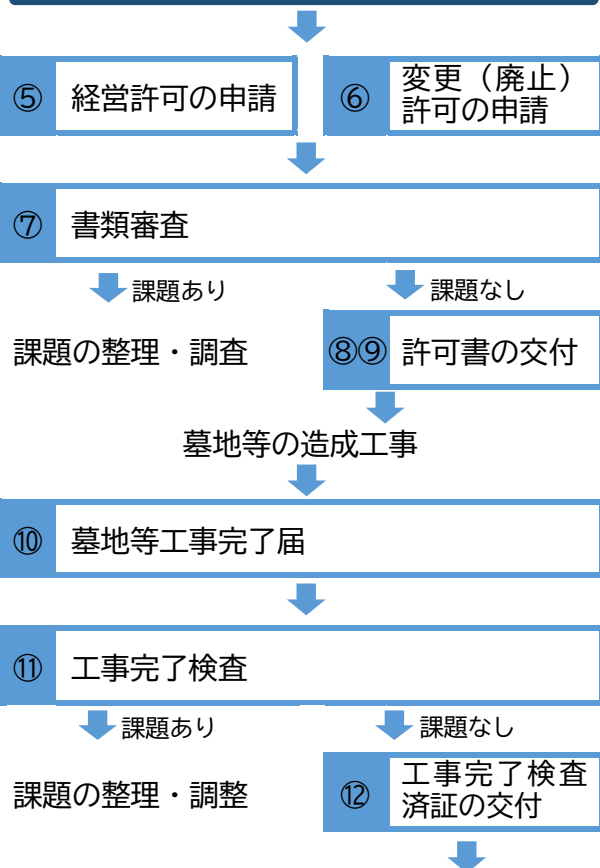
★ 個人又は共同の墓地を公共事業等に伴い移転、新設するときはこの限りではない

★ 宗教法人の事務所とは、現に宗教活動が行われている拠点の建物（関連条例）● 条例第3条 ★ 審査基準第2

手続きの説明	提出書類
① 墓地等経営計画協議書 —記載事項— ● 許可を受けようとする者の名称・代表者氏名・主たる事務所所在地 ● 墓地等の名称及び所在地 ● 墓地等の概要 ■ 次の予定年月日（標識の設置／説明会の開催／許可申請書提出／工事着手／工事完了） ■ その他知事が必要と認める事項 （関連条例）● 条例第4条 ■ 規則第3条 ★ 審査基準第3	（第1号様式） 墓地等経営計画協議書 及び 条例・規則・審査基準で定める添付書類
② 標識の設置（墓地等経営計画の概要を記載） ● 当該計画敷地の外部から見やすい場所に「工事完了検査済証」の交付の日まで設置 ■ 許可申請予定日の90日前の日までに設置 （関連条例）● 条例第5条 ■ 規則第4条 ★ 審査基準第4	（第2号様式） 標識
③ 近隣説明会の開催（説明会に参加しなかった近隣住民等には、別途説明事項を周知） ● 墓地等の近隣の土地又は建物所有者、住民、学校の管理者等（以下、「近隣住民等」）に対し、説明会を開催し、速やかにその内容を知事に報告 ■ 許可申請予定日の60日前の日までに開催 ■ 近隣住民等とは、墓地等の境界線から水平投影面における最短距離で110m（火葬場は300m）以内の土地の所有者、現に人が居住、又は使用している建物の住民、及び当該建物所有者又は管理責任者 （関連条例）● 条例第5条 ■ 規則第4条 ★ 審査基準第4	（第3号様式） 説明会開催状況報告書
④ 近隣住民等との協議 ● 次のいずれかに該当する意見の申出があった場合には協議 (1) 公衆衛生その他公共の福祉の観点からの意見 (2) 墓地等の構造設備と周辺環境との調和についての意見 (3) 墓地等の建設工事の方法等についての意見 ■ 近隣住民等が意見の申出ができるのは、許可申請予定日の30日前まで （関連条例）● 条例第6条 ■ 規則第5条 ★ 審査基準第4	（第5号様式） 近隣住民等との協議報告書

許可手続き

許可手続きの開始



墓地等の経営・使用開始

・申請事項に変更があった場合の提出書類
■規則第12条
(第8号様式) 墓地等申請事項変更届

・墓理法第11条の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があった場合の提出書類
■規則第13条
(第9号様式) 墓地(火葬場)新設(変更・廃止)届

手続きの説明		提出書類
⑤ 墓地等の経営許可の申請 〔墓理法第10条第1項の規定により新規に許可を受ける場合〕 —記載事項— ●許可を受けようとする者の名称・代表者氏名・主たる事務所所在地 ●墓地等の名称及び所在地 ●墓地等の概要 ■次の予定年月日(工事着手／工事完了) ■墓地等の管理者の住所及び氏名 ■その他知事が必要と認める事項 (関連条例) ●条例第8条 ■規則第6条	⑥ 墓地等の変更(廃止)許可の申請 〔●墓理法第10条第2項の規定により墓地等の変更(墓地にあっては、墳墓を設ける区域の変更及び区画数の変更(規則で定める数以上の区画数の変更に限る。)を含む。)又は墓地等の廃止の許可を受ける場合〕 —記載事項— ●墓地等の経営者の名称・代表者氏名・主たる事務所所在地 ●墓地等の名称及び所在地 ●墓地等の変更の内容又は廃止予定年月日 ■次の予定年月日(工事着手／工事完了) ■その他知事が必要と認める事項 (関連条例) ●条例第15条 ■規則第10条	(第4号様式) 墓地等経営許可申請書 (第6号様式) 墓地等変更許可申請書 (第7号様式) 墓地等廃止許可申請書 及び 条例・規則・審査基準で定める添付書類
⑦ 書類審査 設置場所の基準 (関連条例) ●条例第10条 ■規則第7条 ★審査基準第8 墓地の構造設備基準 (関連条例) ●条例第11条 ■規則第8条 ★審査基準第9 納骨堂の構造設備基準 (関連条例) ●条例第12条 火葬場の構造設備基準 (関連条例) ●条例第13条 ■規則第9条 ★審査基準第10		—
⑧ 墓地等経営許可書の交付 (関連条例) ●条例第9条	⑨ 墓地等変更(廃止)許可書の交付 (関連条例) ●条例第15条	—
⑩ 墓地等工事完了届 —記載事項— ●墓地等の経営者の名称、代表者氏名・主たる事務所の所在地 ●墓地等の名称及び所在地 ●工事が完了した日 ●許可条件の履行状況 ■墓地等の使用開始予定年月日 (関連条例) ●条例第19条 ■規則第14条		(第10号様式) 墓地等工事完了届 及び 条例・規則・審査基準で定める添付書類
⑪ 工事完了検査 (関連条例) ●条例第19条		—
⑫ 工事完了検査済証の交付 (関連条例) ●条例第19条		(第11号様式) 工事完了検査済証